

1 — (11) 果実酒の認証基準

〔 制 定 平成 19 年 10 月 22 日 農安第 1751 号
一部改正 平成 21 年 11 月 25 日 農安第 1897 号 〕

1 適用の範囲

本県に本社を置く食品製造業者が、県内の食品工場において製造した「果実酒」について適用する。

2 定義

この基準において「果実酒」とは、酒税法(昭和 28 年 2 月 28 日法律第 6 号)第 3 条第 13 号に定める果実酒をいう。

3 品質基準

品質及び表示の基準は、石川県ふるさと食品認証要領取扱規則第 2 によるものほか、次のすべてを満たさなければならない。

(1) 使用原材料：酒税法に基づき、次に掲げるもの以外のものを使用しないこと。

果実は、石川県内で栽培されたものであること。

(2) 品質基準

形状は、色沢、香味が良好であること。

(3) 食品添加物

酸化防止剤(亜硫酸塩)以外の食品添加物を使用していないこと。

4 表示事項

表示は、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の規定に基づくこと。

(1) 製造業者の氏名又は名称

(2) 製造上の所在地

(3) 容器の容量

(4) 酒類の品目

(5) アルコール分

(6) 商品名等

(7) 未成年者飲酒防止に関する表示

(8) 食品添加物を使用した場合、当該添加物を含む旨の表示

5 特別表示事項及びその表示方法

一括表示事項以外に認証マークを表示するとともに、「石川県産果実使用」等石川県産果実を使用している旨を記載することができる。

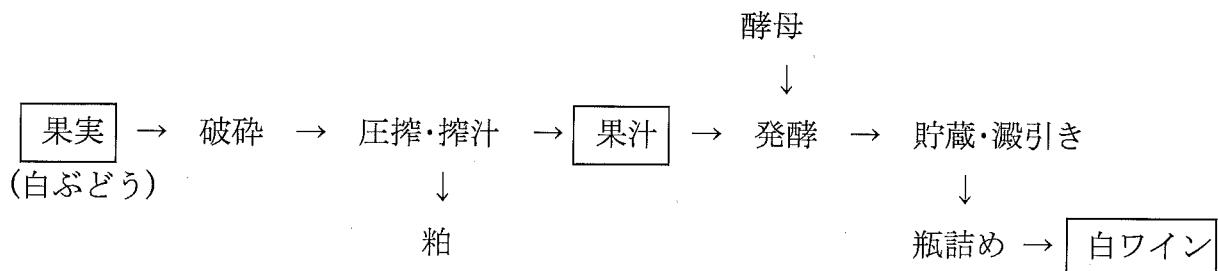
6 製造管理基準

(1) 製造管理

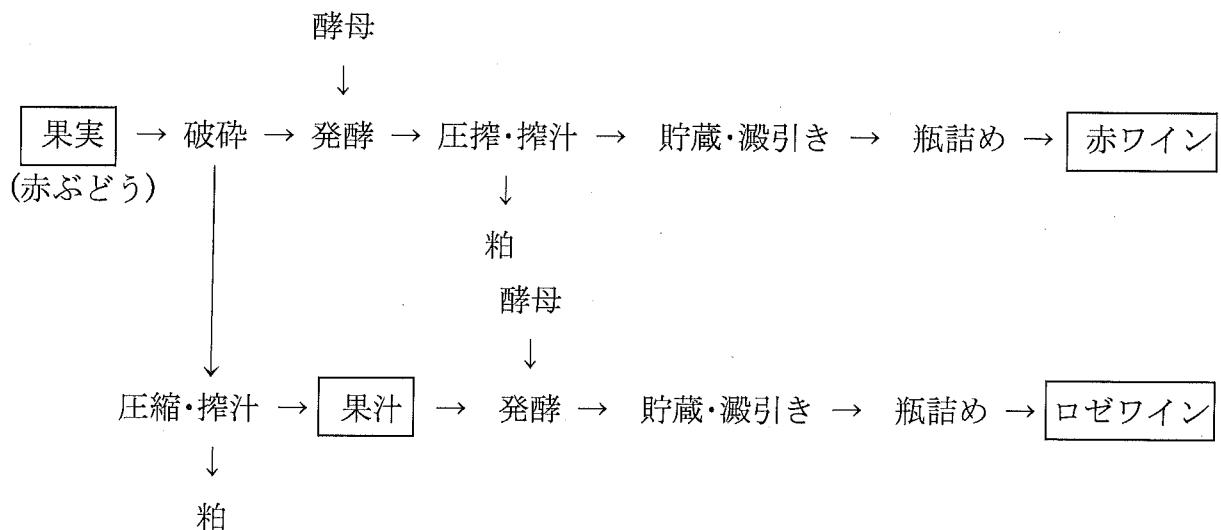
基本的な技術又は技法によって製造したもので、食品としての安全性が確保されていること。

(参考) 基本的製造工程

1 白ワイン



2 赤ワイン・ロゼワイン



(2) 管理基準

ア 製造工場ごとに食品衛生に関する責任者（食品衛生責任者）を置き、衛生管理に努めていること。

イ 製造工場ごとの製造基準に基づき製造管理の適正化を図ること。

ウ 製造工場ごとの品質基準に基づき品質管理に努めること。